

議案第 1 1 号

小松島市自治功労者の表彰及び待遇に関する条例の一部を改正する
条例について

小松島市自治功労者の表彰及び待遇に関する条例（昭和 3 5 年小松島
市条例第 2 7 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市自治功労者の表彰及び待遇に関する条例の一部を改正する条例

小松島市自治功労者の表彰及び待遇に関する条例（昭和35年小松島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を削り，第5号を第4号とする。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例について

小松島市事務分掌組織条例（昭和 4 8 年小松島市条例第 2 3 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例

小松島市事務分掌組織条例（昭和48年小松島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号に次のように加える。

（エ） 子ども・子育て支援に関する業務

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 13 号

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年小松島市条例第 3 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「一般の退職手当及び」を「次条及び第6条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに」に改める。

第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項」を「この項，次条第2項並びに第5条第1項第4号」に改める。

第6条の4第1項各号列記以外の部分中「在職期間をいう。」を「基礎在職期間をいう。」に改め，同項第1号中「54，150円」を「70，400円」に改め，同項第2号中「50，000円」を「65，000円」に改め，同項第3号中「45，850円」を「59，550円」に改め，同項第4号中「41，700円」を「54，150円」に改め，同項第5号中「33，350円」を「43，350円」に改め，同項第6号中「25，000円」を「32，500円」に改め，同項第7号中「20，850円」を「27，100円」に改め，同項第8号中「16，700円」を「21，700円」に改め，同条第4項第1号を削り，同項第2号中「前号」を「第1項」に改め，同号を同項第1号とし，同項第3号を同項第2号とし，同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め，同号を同項第3号とし，同項第5号を同項第4号とする。

第6条の5第2項中「規則で定める額」を「市長が定める額」に改める。

第8条の2第9項第3号中「除く。」の次に「第11項第2号において同じ。」を加え，同条第11項第1号中「応募者」を「応募」に改め，同項第2号中「（第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）」を削り，同条第15項第3号中「除く。）」を「除く。）。」に改め，同項第4号中「第9項第3号に規定する」を削る。

第10条第2項中「すべて」を「全て」に改め，同条第4項中「支給期間と求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）

に相当する期間を合計した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、支給期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」を「第４項において読み替えられた第１項に規定する支給期間」に改める。

第１９条各号列記以外の部分中「地方公務員法第２５条２項」を「地方公務員法第２５条第２項」に改める。

附 則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

議案第 1 4 号

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 1 年小松島市条例第 5 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成11年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号及び第3条第10項中「，監督業務及び救急業務」を「及び監督業務」に改める。

別表4の部中「50円を」の次に「，潜水士の資格を有する消防職員等が潜水器具を着用して潜水作業に従事したときは，当該作業に従事した時間1時間につき310円（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては，当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）を」を加え，同表10の部中「，監督業務及び救急業務」を「及び監督業務」に改める。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

議案第 15 号

小松島市職員定数条例の一部を改正する条例について

小松島市職員定数条例（平成 17 年小松島市条例第 5 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員定数条例の一部を改正する条例

小松島市職員定数条例（平成17年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長及び」を削る。

第2条第1項第1号中「326人」を「295人」に改め、同項第5号中「77人」を「65人」に改め、同項第9号中「36人」を「41人」に改め、同項第10号中「45人」を「22人」に改め、同項各号列記以外の部分中「496人」を「435人」に改め、同条第2項中「休職中」の次に「及び併任」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の小松島市職員定数条例第1条の規定は適用せず、改正前の小松島市職員定数条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

議案第16号

小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例について

小松島市長及び副市長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例

小松島市長及び副市長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例

第1条及び第2条中「及び副市長」を「，副市長及び教育長」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 21 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における市長の給料は，第2条の規定にかかわらず，別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

別表に次のように加える。

教育長	661,000円
-----	----------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には，この条例による改正後の小松島市長，副市長及び教育長の給与条例第1条，第2条及び別表の規定は適用せず，改正前の小松島市長及び副市長の給与条例第1条，第2条及び別表の規定は，なおその効力を有する。

議案第 17 号

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止する条例について

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例（昭和 27 年小松島市条例第 30 号）を別紙のように廃止する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止する条例

小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例（昭和27年小松島市条例第30号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による廃止前の小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第18号

小松島市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定
について

小松島市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のよ
うに制定する。

平成27年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が特に定める場合
(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例の規定は適用しない。

議案第19号

小松島市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定
について

小松島市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を別紙のよ
うに制定する。

平成27年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

教育長の勤務時間その他の勤務条件は、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松島市条例第1号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例の規定は適用しない。

議案第20号

特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年小松島市条例第36号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年小松島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「小松島市職員の給与に関する条例」の次に「及び小松島市職員の旅費に関する条例」を加える。

別表中「

種別	職名	報酬		備考
		区分	金額	
教育委員会	委員長	月額	円 57,000	教育長である委員を除く。
	委員	〃	42,000	

」を

「

種別	職名	報酬		備考
		区分	金額（円）	
教育委員会	委員	月額	42,000	

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、改正前の特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

議案第 2 1 号

小松島市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

小松島市証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和 5 4 年小松島市
条例第 2 6 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

小松島市証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和54年小松島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項」の次に「，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第5項」を，「市選挙管理委員会」の次に「，総合教育会議」を加える。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

議案第 22 号

小松島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の旅費に関する条例（平成 2 年小松島市条例第 4 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の旅費に関する条例（平成２年小松島市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第６項」の次に「及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０４条第１項」を加える。

第３条第１項中「赴任した」を「赴任のために旅行した」に改め、同条第６項中「規則で定める事情により」を「市長が定める事情により」に改める。

第８条第１項中「，第３項の規定に該当する場合を除くほか」を削り、同条第３項を削る。

第２１条第１項第３号中「円位未満の」を「１円未満の」に改める。

第２７条第１項中「若しくは市議会の議員」を「，教育長又は市議会の議員」に改める。

別表中「市長，副市長」を「市長，副市長及び教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の小松島市職員の旅費に関する条例第２７条及び別表の規定は適用せず、改正前の小松島市職員の旅費に関する条例第２７条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

議案第23号

小松島市債権管理条例の制定について

小松島市債権管理条例を別紙のように制定する。

平成27年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、小松島市（以下「市」という。）の非強制徴収債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の非強制徴収債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 非強制徴収債権 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項又は他の法律の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる債権以外の債権をいう。

(2) 私債権 前号のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

2 この条例において「非強制徴収債権の管理に関する事務」とは、市の非強制徴収債権について、債権者として行うべき保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。

(他の条例との関係)

第3条 市の非強制徴収債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長（市長及び水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、市の非強制徴収債権の徴収に努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の非強制徴収債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし、その内容については、市長が別に定める。

(督促)

第6条 市長は、市の非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(財産調査等の同意)

第7条 市長は、市の非強制徴収債権についてあらかじめ債務者の同意がある場合においては、市が保有する当該債務者の市税及び公課に関する賦課徴収に係る情報を当該非強制徴収債権の管理に関する事務に使用すること

ができる。

(強制執行等)

第8条 市長は、市の非強制徴収債権について、第6条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条の措置をとる場合又は第12条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている市の非強制徴収債権（保証人の保証がある市の非強制徴収債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある市の非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない市の非強制徴収債権（第1号に該当する市の非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第9条 市長は、市の非強制徴収債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第10条 市長は、市の非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第11条 市長は、市の非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、

以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第12条 市長は、市の非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る市の非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る市の非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る市の非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第13条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態に

あるため履行延期の特約をした市の非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る市の非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（放棄）

第14条 市長は、市の非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- （1） 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- （2） 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- （3） 私債権について消滅時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- （4） 第8条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- （5） 第11条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 24 号

小松島市消防団条例の一部を改正する条例について

小松島市消防団条例（昭和 30 年小松島市条例第 1 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市消防団条例の一部を改正する条例

小松島市消防団条例(昭和30年小松島市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,500円」を「2,500円」に、「72,000円」を「75,000円」に、「55,000円」を「60,000円」に、「36,000円」を「42,000円」に、「26,000円」を「30,000円」に、「18,600円」を「24,000円」に、「16,200円」を「21,000円」に、「9,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 25 号

小松島市公営企業組織条例の一部を改正する条例について

小松島市公営企業組織条例（昭和 54 年小松島市条例第 21 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市公営企業組織条例の一部を改正する条例

小松島市公営企業組織条例(昭和54年小松島市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「自動車運送事業(以下「運輸事業」という。)及び水道事業を通じて」を「水道事業に」に改める。

第2条を次のように改める。

(組織)

第2条 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道部を置く。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第26号

小松島市営乗合自動車使用条例を廃止する条例について

小松島市営乗合自動車使用条例(昭和25年小松島市条例第141号)
を別紙のように廃止する。

平成27年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市営乗合自動車使用条例を廃止する条例

小松島市営乗合自動車使用条例(昭和25年小松島市条例第141号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 27 号

小松島市運輸事業の設置等に関する条例を廃止する条例について

小松島市運輸事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小松島市条例第 30 号）を別紙のように廃止する。

平成 27 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市運輸事業の設置等に関する条例を廃止する条例

小松島市運輸事業の設置等に関する条例(昭和41年小松島市条例第30号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。